

森 政 第 4 2 号
令和 4 年 5 月 3 1 日

(一社) 富山県建設業協会 会長 殿

富山県農林水産部森林政策課長

令和 4 年度林野庁木づかい運動取組方針及びとやまの木づかい推進月間について

このことについて、別添写しのとおり林野庁から通知があったので了知願います。

なお、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成 22 年法律第 36 号)において「木材利用促進月間」として定められた毎年 10 月を、県においても「とやまの木づかい推進月間」とし、とやま県産材の利用促進に向け、各種イベントの実施や広報活動を拡充し、重点的に行うこととしています。

これらを踏まえ、県産材を含めた国産材利用の取組の推進について特段の配慮とご協力(各種イベントへの参加など)をお願いします。

担当：木材利用推進係 山本
TEL：076-444-3388 FAX：076-444-4428
E-mail：toru.yamamoto@pref.toyama.lg.jp